

令和元年度第2回小金井市安全・安心まちづくり協議会 会議録

令和元年11月28日（月）

次第1 開会

- 【鴨下会長】 開会宣言  
これより令和元年度第2回小金井市安全・安心まちづくり協議会を開会いたします。はじめに事務局より、本日の委員の方の出欠席状況の報告及び資料の確認についてお願いします。
- 【事務局】 それでは、本日の委員の方の出欠席状況の報告をいたします。出席13名、欠席は2名となっております。なお、事前に手塚委員から欠席の連絡を受けております。  
次に、配布資料の確認をさせていただきます。  
本日の配布資料といたしまして、次第の他に、資料1 こきんちゃんあいさつ運動結果報告等、資料2 防犯カメラ設置における協議会の主な意見・質問等になります。  
本日配布資料の他に、令和元年度第1回協議会会議録案を開催通知とともに送付しております。資料がない方は、挙手にて、事務局へお知らせください。  
事務局からの説明は以上です。
- 【鴨下会長】 事務局からの説明が終わりました。資料の不足がある方は挙手にてお知らせください。

次第2 議題

議題(1) 令和元年度第1回協議会会議録の承認について

- 【鴨下会長】 続きまして、次第2 議題に移ります。  
(1)「令和元年度第1回協議会会議録」の承認について、事務局から説明をお願いします。
- 【事務局】 令和元年7月19日に開催しました、令和元年度第1回協議会の会議録（案）につきましては、事前に送付させていただいております。前回の会議録について訂正がなければ、皆様のご承認をお願いしたいと思っております。事務局からの説明は以上です。
- 【鴨下会長】 訂正箇所等の意見有無確認
- 【大堀委員】 議事録5枚目の2行目に、児童たちが通るところと、通りやすいところ、とありますが、通りやすいところを設置しやすいところに訂正をお願いします。

【事務局】 訂正いたします。

【鴨下会長】 その他にありませんか。それでは承認することといたします。次の議題に入りたいと思います。

議題(2) こがねいし安全・安心あいさつ運動秋季推進月間経過報告等について

【鴨下会長】 それでは、議題(2)「こがねいし安全・安心あいさつ運動秋季推進月間結果報告等」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料1 こきんちゃんあいさつ運動結果報告等をご覧ください。  
こきんちゃんあいさつ運動秋季推進月間を、9月1日から9月30日までの日程で実施しました。9月2日月曜日の始業式には、青色回転灯装備車両14台から成るCOCOパトロール隊により、市内全小中学校14校での登校時のあいさつ運動と登下校時パトロールを行いました。9月3日火曜日以降は、地域安全課による火曜、木曜日の登校時のあいさつ運動とパトロールの実施、月曜から金曜の下校パトロールを地域安全課及び青色回転灯装備車両管理課で実施しました。推進月間中のパトロールには、委員の中から、倉田委員、嶋委員のご協力により、小金井警察署員の皆さまにもご参加いただきました。また、参加できる旨の解答をいただいた委員の方もおり、雨天又は市の業務の都合により、当日未実施となってしまう、申し訳ありませんでした。今後とも連携、御協力の程お願いいたします。推進月間中のCOCOパトロール隊の運行状況といたしましては、青色回転灯装備車両14台で延べ運行回数69回、延べ走行距離1,070キロ運行いたしました。

次に、広報についてですが、広報用のポスターとのぼり旗を、市施設、市立小中学校、公共機関、それに店舗や商店街のご協力をいただき、市民の方々の目につきやすい場所にそれぞれ設置していただいた他、武蔵小金井駅南口ポールに懸垂幕の掲出を行いました。

その他の広報としまして、市報、市ホームページ等による広報を行いました。

事務局からの説明は以上です。

【鴨下会長】 事務局説明についての意見確認

【委員】 ー意見なしー

議題(3) その他 ①防犯カメラの設置について

【鴨下会長】 それでは(3)その他①防犯カメラの設置について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは(3)その他①防犯カメラの設置について、ご説明いたします。  
前回から、引き続き協議等をお願いしたいと思います。資料2をご覧ください。第1回の協議会でのご意見をまとめたものです。上段に委員からのご意見を記載しており、下段に委員からご質問等、それに基づいた市の

回答を左覧に掲載しております。協議する際の参考にしていただけたらと思います。なお、この資料作成時には、協議会の議事録が確定していないこと、議事録案から抜粋すると前後の文脈から意味が分かりにくい部分がありましたので、加筆などしておりますのでご了承ください。

これから、小金井市全図に防犯カメラの設置箇所を落とした図面を回覧します。一部しか作成しておりませんので、回覧という形になります。図面の赤の印が付いているものが、自治会等により設置していただいたものです。黒の印が付いているものが、通学路についているものです。

議事録の最後のページをご覧ください。武田委員から、小学校には全ての地域の人が通学路に通うわけだから、3つの隣接した丁単位で1台も防犯カメラが付けられていない箇所があることに、どのような趣旨で付けなくてよいという判断をしたのか、教育委員会に聞いて欲しいとの要望がありました。

教育委員会に確認したところ、防犯カメラの設置については、教育委員会が1校5台という制限のもと、各学校に照会をかけ、各学校が、保護者、PTA等と協議し、近隣住民の理解を得た上で設置しており、現在の通学路についているものとなっているとのことでした。

ただ、現在は1校5台という制限がなくなったため、来年度については、今までの設置と同様に各学校に照会をかけており、予算の制限はありますが、必要に応じた台数を予算要求して、必要な箇所に設置していくという方針を持っているとのことでした。事務局からは以上です。

- 【鴨下会長】 事務局説明についての意見確認
- 【岩井委員】 聞き逃してしまったのですが、5台という予算を主体的に取ってカメラを付けて行くのは教育委員会ですか。
- 【事務局】 そうです。通学路は教育委員会が主体的に実施しております。
- 【岩井委員】 教育委員会の予算で付けるということですね。
- 【事務局】 そうです。
- 【大堀委員】 先日丁度、市内の小中学校のPTA会長との会合があり、こちらを議題にさせていただきました。登下校の道を地域の皆さんが見守ってくださるので安心しているという学校もありましたが、何年も前から、この場所に設置してほしい、とお願いしているんですけども、近隣の方からの反対もあって、設置が進まないという話も出たので、PTA連合としては各学校で設置してほしい場所を再度話し合い、まとめて教育委員会に提出することになりました。それを受けて、来年どうか教育委員会に検討していただきたいと思います。
- 【事務局】 来年度予算要求の件ですが、現在は、要求は締め切られてしまっていて、場所は聞いていないのですが、もう候補は上がっているそうです。お話を受けた中で例えば再来年度以降、この場所に設置して欲しいが、設置され

なかった箇所を再度学校側と協議しながら要望書として提出いただき再来年に設置のお願いをしていただきたいと思います。

【鴨下(敏)委員】 商工会では市内に18箇所商店会があり、自主的に付けているところもありますが、なかなかその後は話が途切れてしまっている状態です。商店会や商工会等に、もう少し防犯カメラを増やそうと言う働きかけをした方が良いでしょう。あるいは、商店会等が個別に申し出ていただいて、行政に繋ぐ役目を担う方が良いでしょう。繁華街等、年末年始に防犯が必要な頻度は増えてくると思われるのですがその辺はいかがお考えか。

【事務局】 商店会で独自に付けて、ランニングコストも全て負担していただけることであれば、行政として推進していきたいと考えていますが、補助金を活用しながら設置して行く場合、これは自治会もされているのですが、その場合市の補助率の関係もあり商店会のみでの設置だと補助金が出ません。自治会と連合することにより、今年度であれば1/12のご負担で、残り11/12を東京都と市の補助金で出来るということになります。補助金は必要ない、独自で付けます。と言うことであれば、市の方でもお願いし推進して行くのですが、補助金を活用する形になると自治会と一緒にやらなければならないので、自治会でも賛否両論ありますのでそこが難しいところかと思われます。

【岩井委員】 幾つかの小学校の近くで防犯カメラが設置されていない場所がある一方で、既に一校あたり5台設置と、予算が降りているのに実際設置されていないと言う部分については近隣住民の反対等で付けられなかった箇所になっていると考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 教育委員会が設置するにあたり、どこが一番効果的なのか、が重要になると思います。当初、その1校のうち5台分をどこに付けるかは教育委員会の方で保護者の方や校長先生とかで一番効果的なところに付けて行ったのかと思われます。どこが効果的なのか、は学校側と通学路を使う子供たちの保護者の方で決めて、5台という制約の中で選択してこうやって行った、と思います。

【鴨下会長】 例えば空白地帯にも通学路がありますね。その通学路にそう言う防犯カメラが設置されていない訳ですから、教育委員会を通して地域の代表、町会長とか自治会に働きかけが出来ないものなのでしょうか。

【事務局】 通学路にですか。

【鴨下会長】 通学路がある訳だから防犯カメラは子供たちを守るという基本的意味もあるので、通学路のカメラという意味を考えれば教育委員会が地域の住民の方、PTA、あるいは町会に働きかけて、ここが空白なのだがカメラを付けられないか、と言うお願いが出来れば、と思うが。

【事務局】 町会・自治会にお願いすると言うと、ランニングコストの負担が当然出てきます。設置については補助金を使って今現在1/12の負担となっていますが、そのものに対する電気料金ですとか、共架料ですとか、毎年かかってくる負担は全て自治会の負担になってしまうので、それに対する賛否両論が当然出てくると思われまます。市の方から、ランニングコストは自治会の負担になりますがお願いします、と言うのは正直難しい部分があります。また、前回の協議会で武田さんが言われた通り、100%の同意は無い、ということもありますので、なかなかそこをお願いして自治会の総意を取ると言うのは難しいと思ってまして、働きかけを要望されるのであれば、教育委員会を通してやって行きたいと思いますが、ちょっとその部分は難しいと思います。

【鴨下会長】 設備としては公共的な設備なのでランニングコストについても行政が負担することはある意味可能ではないかと思うのですが。

【事務局】 それは予算当局の話になりますが、一応今、自治会の方に設置をお願いしているものについてはランニングコストは自治会でお願いしますと言う条件の下で付けていただいています。そこを急に方針を変えてしまうと、今までの支払いは何だったのか、ということになりかねないので、一定の整備が必要になってくると思われまます。

【尾崎委員】 先ほど岩井さんのお話に関連してですが、事務局が答えられたように近隣の地域の方の反対とかではなくて多分、優先順位が出てきているかと思われまます。この地図を見ますと小金井市の北側、玉川上水を挟んで二小、緑小の一番北側の地域に付いては一つもない状態です。特に桜町、関野町の方は小金井公園と隣接しているのですが、こちらも過去にいたずら案件、連れ去りや空き巣、放火等発生していますが、付いたら良いのに、と言う住民の声よりも予算の関係で付いているのかと思われまます。前原町の方も空白ですよ。随分差があるなど今、拝見して良く分かりました。  
今後その通学路に関しては制限が無くなるということなので、また検討の余地がある場所があるかなと思われまます。

【岩井委員】 先ほど質問させていただいたのは前回の武田委員から話が出た件で、PTAである程度決めると言う中でも、結局何処に付けるのか、プロセスが明確でない為、非常に不公平感がある。その中でメーカー流として近隣所に行ったら反対があった為ここには付けられません、でしたら良いのですが、例えば特定の何か理由があるとか、自分の家の近くの通学路に付けたいから、そちらを優先的に付けられてしまった結果がこうなってしまったとすれば、プロセスとして非常に問題なのかなと思われまます。

【武田委員】 前原の南小の周りが暗くて、よく見ると南小の通学路のはけの道が狭くて人通りが少なく非常に危険度が高いですね。で、見るとそこにカメラが付いています。  
ですから5台制限ということで、そう言うところを優先して南小の周りの住宅地までは手が回っていない、ということかな、と思われまます。

ですから5台以上付けて行くとなれば、多分埋められるのでは無いかと思います。

【鴨下会長】 そう言う理由で5台制限を撤廃したと言うのもあるから、教育委員会の方で予算措置すれば、可能になるのかな、と思います。

【鴨下(敏)委員】 話をお聞きしていると結局なかなか進まない理由として、一つは反対する方がいる事と、もう一つは予算とかランニングコストが付かない事の一つと思われ、反対する方は一つずつその理由を解決するように説得して行かなければいけないと思うのですが、ランニングコストは自治体の持ち出しだとか、市の予算が付かないとか、そう言う次元の問題なのかなと思います。

例えばそれでもしトラブルがあった時に、いや予算が付かなかったから付けられませんでした、との答えで通るものなのでしょうか。

予算を付けるのが市議会だとしたら議員さんでこういう事の予算に反対する方は普通じゃない、おかしいと思います。せめて予算くらい付けてあげたらどうでしょうか、と個人的には思うのです。ランニングコストの件も含めて。

そう言う理由は誰かを説得するときに全く説得力が無い。予算が付いているのでどうでしょうか、と言うふうには持って行かないと弱いと思います。

【島山委員】 この問題はどうしても地元の自治会で色々な、南小ですけどね、話題になることがあります。基本的には個人情報の問題だと。

例えば、防犯カメラ一つ付けるのでも個人情報を考慮すると、カメラがどこが付くの、とか、それは変じゃないか、という意見もあるし、いや、そうじゃない。防犯の為に、子供の為に付けた方が良いのではないかと意見が別れるのですよね。だから1つにまとめて一本化して、私は賛成に近いのですが、出来ないのですよね。意見はあるとしてそれはそれとして聞きましょう、と貫井南町では、そう言う段階です。

【事務局】 岩井委員の補足なのですが、私が聞いている中では反対に因って位置を移設した所は実際、何箇所かあります。

【事務局】 我々も地域等から要望があれば、当然学校もそうですし検討をするのですが、ただ先ほど鴨下さんからお話がありましたように、前回申し上げたかと思いますが、何人かの議員がこれは防犯カメラではなく監視カメラだと捉えられている方が中にはいらして、それは地域でまとまって、これは良いよ、と話になるのであれば議員さんも反対することは無いのかもしれませんが、地域の中で反対が出ると議員から、これは監視カメラだ、と、なるべく付けないと言う話になるのですね。ですので、なかなか難しいところはあります。

ちなみに大堀委員からPTAへ空白の部分が何箇所かあって、実際付いていないところだと思うのですが、今後それを教育委員会が受けて、今度は制限がありませんから予算化をして、順次教育委員会で予算で整えて行きますので、多分教育委員会の方から町会、自治会とお話をして、どうで

しょうか、と進めて行く予定と思いますが、ただ先ほど申し上げた通り反対の方もいて、議員もいらっしゃる中でどこまで行けるか、と言うところです。

【鴨下会長】 この問題を監視か防犯かと、言われると。

【事務局】 先ほど言った通り、個人情報を見られることを嫌な方もいるわけです。

【鴨下会長】 それは相反することでしょうね。両方とも両立して成り立っている。

【大堀委員】 多くのカメラが、誰かがその映像をずっと見ている訳ではなくて、必要な部分だけと言われたので、多分警察の方とかが見るわけです。

【事務局】 そうですね。だから犯罪抑止力と言う感じで常にそれを見ているわけではないので、そこまで個人情報と言うことでは無いと思います。

我々も実際それを見ている訳ではなく、ただ犯罪があった時に警察からの依頼で見せるくらいの話で、全てずっと撮り続けているのでは無く更新して消えて行ってしまいますので、そこまで気になさなくて良いかなと思います。ただそれでも、気にされる方はいらっしゃって個人情報を撮られているのではないかと気になさっている方がいらして、そういった意見を議員が聞くと、反対する議員が数名いらっしゃいます。

【大堀委員】 東京未来大学子供支援学部長の話が載っているのですが、加害者化を防ぐというもので、監視カメラや人がいると言うだけで犯罪を起こそうと思っても活動を躊躇して止めることが多い。犯罪が起きたから付けるのではなく、起こさないようにするために付けるのは、大きいのかなと思います。

【岩井委員】 監視なのか防犯なのかが大きな問題になっていますが、例えば今、中国では数千万台のカメラが見ている状態でこれを防犯と捉えるか監視かと言うとこれは監視の意味が多いのかなと思います。それで何が変わるかと言うと、一つはそれを使う側が本当に防犯に使っているのか、住民を監視するために使っているのか、要するに使う側がどのようにそれを使って行くのか、そのプロセスが明確化されているところで非常に一般市民の方から抵抗を感じると思うのですが、先ほどの話で実際に必要な分だけ見ていると思うのですが、そのカメラの映像に対してどの位アクセスしているのかと言った履歴とかを一般住民の方から確認できるような状態になっているのか、どうなのかを少し知りたいと思います。

他の市ではネットワークで繋がった形のカメラを数百台導入されているところもあり、これは見ていないと言いつつもログとして実質は見ていると言うことが可能な訳で、それが行われていないと言うことをアクセスログがきちんと一般に公開されている事で住民側の心理的抵抗を緩和しているのかと思います。その点はどうなのでしょう。

【事務局】 今のカメラ自体がSDカードに撮る、ネットワーク自体に繋がっていな

いものなのです。カメラは高いところに在り、基本的にはいじらない、見ない、見れる人も決まっているという形の協定も出ておりますので、警察等から要望があった段階で現地に行ってみただけになります。

確かに岩井委員が言われるように、じゃあそれが証明できるのかと言うとSDカードがログまで出るのかは分からないので、それは確かに一つの意見として、例えば、こう言う時に公開しました、と市民にお知らせするのも、通学路に関してですが、1つのアイデアなのかなと思います。

**【畠山委員】** 防犯カメラと言うのは例えば中国などに行くと、もうカメラだらけです。あれは明らかに監視だろうと言う事があって、日本のカメラは明らかに防犯なのです。監視に行っているわけではないのです。それは警察も分かっている話ですし、それに基づいて市民も安心する。何かあった時に例えば、警察が防犯カメラを調べればだいたい分かる、今までテレビに出てくる方はみんなそうですよね。それによって犯罪の抑止に繋がると言うことなのです。ですので、肯定的に考えた方が良いのではないと思います。

**【鴨下会長】** 今、車にも付いていますから。それで効果を示せば、高速道路の事件などもにも役立っています。交通事故が社会的問題になっていますから

**【畠山委員】** そうですよ。やはり抑止ですよ。

**【鴨下会長】** その他ご意見ございますか。この話は恐らく新しい委員さんが来年引き継いで行く大きなテーマだと思われま。それでは、ひとまずこの問題は終了と言うことで。

### 議題(3) その他 ②自転車の運転マナーについて

**【鴨下会長】** それでは、(3) その他 ②自転車の運転マナーについて事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** ②自転車の運転マナーについて、になります。ここでも、皆様に考えを伺いたいと思います。ご存知のように、自転車の運転マナーが悪い方がいて、それが事故につながるが多々あるのかな、と思っています。現在は、車道に自転車マークが付いていて、原則自転車は車道、やむ得ない場合は歩道の通行が可能となっておりますが、そのルールを守っていない方がいます。また小金井市は車も通る細い道路が多くありますので、速度超過等の歩行者に配慮をしない運転をされる方も見受けられます。そこで、委員の皆様から伺いたいのは、ご自身が自転車を運転する側、逆に車を運転する側、両方の目線から自転車の運転マナーの向上につながる何か方策等があれば、ご意見をお願いしたいと思います。

個人的に伺いたいのですが、小金井警察署の嶋委員から、実際何か罰則があるのか、伺えればと思っております。

**【嶋委員】** 道路交通法の面から言いますと自転車は軽車両となりますので、信号無視も罰則はありますし、または通行区分違反と言うことで、一番危険なの

は自転車も左側通行ですが右側の車道を走ってくる場合、これが一番危険です。要は自転車のスピードと車のスピードが相総じて倍の速度になってしまい自転車がすごいスピードで接近してきますので、感覚としてですね、これが一番危ない。歩行者側からすれば信号無視、あと横断歩道。横断歩道は基本的に押して渡るのが自転車のマナーです。

我々警察官も急いでいる時もありますが、横断歩道は降りるようにと、横断歩道も自転車の横断歩道と路面標示してあるところは乗って渡って良いですが、基本的には先ほど申し上げたように軽車両で車道を走るのが自転車ですので横断歩道の縦線横線の外からは横断歩道ではありませんので、警告、注意で留めています。そこで歩行者と接触すれば、重過失とということによって自転車を運転していた人を書類送致させていただいております。

やはり一番危ないのは交差点の信号無視と通行区分だと思います。また自転車が通行して良い場合は、通行可になっており、その通行可になっている歩道は通行区分から免除されますので歩道を通っても良いのですが、よく歩行者を退かすために自転車のベルを鳴らす人がいるのですが、これも警告音の使用制限違反とすることになります。歩行者が優先ですので、その歩行者の通行を止めてまで自転車が通行して良い訳ではありませんので、そういう罰則はあります。

当署で取締りをしているのは信号無視ですね。信号無視は赤切符。運転をされている方は赤切符や青切符をご存じだと思いますが、自転車の場合は即刑罰の赤切符とすることによって送致をさせていただいて、取り締まっております。

また雨の日は傘をさしながらの片手運転。これも事故が多いです。事故にあった場合は、重過失致傷となりますが、自動車と違い免許がありませんので、業務上過失致死傷となりませんので刑法の重過失ということによって送らせていただいております。

そのような取り締まりをしており、軽車両ですので道路交通法に乗っ取った通行をお願いしたいと思います。

**【畠山委員】** 小金井市の自転車の事故率と言うのは周辺の自治体と比べて多いのでしょうか。普通なののでしょうか。

**【嶋 委 員】** 事前に連絡いただければ統計がとれたのですが、事故として送るものは既に何件かあります。

特に今は自転車屋さんで自賠償に入るように、任意保険に入るようにと勧めさせていただいているのもその一環です。

やはり他のところでは、死亡と言う場合もありますので、自転車で死亡事故を起こした時の損害を考えると、任意保険に入ってくださいと言うのが現状です。

**【武田委員】** 自転車による事故の件数、それによる重大事故などの件数は増えているのでしょうか。

**【嶋 委 員】** 正確には今、計っておりませんので数字が申しあげられず、増えている、と断言出来ません。ただ近年その様な事故が多いので、先ほど申し上げた

ように自転車も取り締まりをしているのが現状です。

【鴨下(敏) 委員】 今イヤホンを付けて自転車に乗っている人、我が家も子供がいるので注意をしているのですが、それはどう言うふうな罰則があるのですか。

【嶋 委員】 イヤホンも基本的には駄目です。

【鴨下(敏) 委員】 例えば捕まえてと言うのも変ですが。

【嶋 委員】 注意はします。

【鴨下(敏) 委員】 注意をして、是非止めてほしいのです。多少車で近づいても全く気付かない。クラクションを鳴らしてやっと気付くかどうかくらいなので、凄く危ないと思います。

【武田委員】 先ほどの、イヤホン、ヘッドホンを付けての走行は、少し古いのかもしれませんが、罰則の関係で、道路交通法ではイヤホン、ヘッドホンを付けての走行を明確に禁止する条項がありません。ただ都道府県の条例によって決めると、言うことと書いてあります。

【嶋 委員】 細かく言うと法律、道路交通法と言う法律があります。それから政令があります。それに都条例があります。これを組み合わせて取り締まりをしている、またはそれに基づいて注意をしていると言うことです。

【武田委員】 イヤホン、ヘッドホンは都条例、スマホを見ながらの重大事故が最近ありました。これはどうですか。

【嶋 委員】 それは、前方不注意と言うことになります。

【武田委員】 何の法律によるのですか。

【嶋 委員】 道路交通法違反です。それに基づいて都条例もありますが、基本的に事故が起きた場合は前方不注意です。

【武田委員】 規則は守らなければいけない訳ですが、それは広報をして知ってもらって守る方法と、罰則を強化して守ってもらう方法があります。知らない 人にはどんどん知ってもらうのですが、知っていても守らない人が結構たくさんいると思うのです。人間は弱いもので、それによる楽しみと罰則の重さを比べて罰則が軽ければ、やはり楽しみを優先してしまう。良い悪いは別にしてそう言うところがあるのだらうと思います。罰則だけでどうと言うつもりはないのですが、やはり罰則を強化すると言うことを本当に必要ならやらなくてははいけない。

車の事故の統計を拝見しますと、多分正しいと思われるのですが、違っていたら、指摘してください。酒酔い運転に付いての罰則が何年前に非常に強化されました。これによる効果が非常に大きかったと思われる

のです。交通事故の状況が昭和40年代から現在までずっと統計があるのですが、昭和45年を100としますと事故発生件数と死亡者数をそれぞれ100として、平成元年にはその100から発生数が92になり死者数は66に、指数的ですが、なつたと。現在、平成29年には発生数が100から92になったところが更に66まで下がっており、劇的に減っているのが死者数で平成元年の66が22まで下がっているのです。具体的な数字で行くと昭和45年の死者数が16,755人に対して平成29年には3,690人、5分の1なんです。これは酒酔い運転による重大事故が問題だと言うことで罰則を非常に強化した。ゴルフ場に行ってお酒を飲み帰って来る、車に乗っていると運転者だけではなく飲酒していることを知って同乗している人も罰則。しかもそれが数十万円。後ろに乗っている人も合わせてひと月百万円位と言われるくらい大変罰則を強化したのですね。

それによって飲みたいけれども止めておこう、昼に飲んでも危ないのでランチのビールも止める、と言うことが現実起きて、ビールを飲みたいけれども罰則が強いから我慢する。これが自転車のヘッドホンにしろスマホにしろ同じだと思うんです。見ながら、楽しみながら使っている、それによる罰則が大きければ、止める人が必ず出てくる。この数字を見た限り、人間の弱さを克服するには理解させるだけでは足りないのではないか、罰則をきつくする事によって、自分の楽しみを抑えてでも守る、と言うことをさせなければいけないと言うふうに私は強く感じます。是非ご検討いただきたい。

最近特に若い人がヘッドホンとかスマホとかイヤホンをやっています。非常に危険なのです。これを取り出して罰則を強化する、他とのバランスもあるのでそれだけと言う訳には行かないかもしれませんが、是非そういう面を本当に社会問題であれば重点を置いて検討していただきたいです。

【鴨下会長】 国の方で考えていかなければならないんですけどね。

【嶋委員】 今、携帯電話と言うお話がありました。12月1日から車に限ってですが、今までスマホを見ながら運転すると点数1点の、反則金は忘れたのですが、点数が3点になります。3点と言うことは2回すると免許停止です。確か反則金も3倍に、点数も3倍になったように反則金も3倍に、12月1日からなりますので、皆さん気を付けていただきたいです。

今、お話がありました。警視庁では、デジポリと呼んでいるのですが、携帯電話で事故の発生状況を見られるように今広報しておりますので、スマホをお持ちの方は、警視庁のホームページからデジポリをダウンロードしていただければ、それで誰でも今警視庁がこんな事しているのか、事故が起きているのか、と言うことが見られるようになります。後ほどお話ししようと思うので、またご紹介致しますが、そのようにどなたでも警視庁の政策なり、事故の発生状況なりを見られる広報活動をしていますので、ご活用いただきたいと思っております。

今、死亡事故ですが昨日現在警視庁の累計死亡者数は118人、交通事故と言われた頃は400人以上亡くなっていたと記憶しています。事

故障数が同じく昨日現在で27,549件、マイナス1,705件、となっておりまして確かに事故件数も減ってきていることは間違いないと思います。

【嶋下会長】 車の罰則制度の強化と併せて自転車もマナー違反と言うオブラートに包まれた部分があって、もう少し強化した制度が必要だという気がするのですが。

【嶋 委員】 その件に付きましては交通部門と検討しまして取り締まりの要望が多かったということ、署の方で議題にさせていただきたいと思います。

【木下委員】 私も自転車に乗る側で、今、軽車両でこのような罰則があると伺ったのですが、その中で実際に自転車に乗る状況ですね。例えば、車道を通りなさい。でも車道は車がばんばん通っていて怖い、だから歩道に乗ってしまう。でも本来、歩道で自転車通行可となっていないところは走ってはいけないのですよね。

【嶋 委員】 基本的には。

【木下委員】 そう言う部分でスマホを見て乗っているとだけではなく基本的な部分で道路の状況がきちんと整備されてこないと、通行区分をしっかり守りなさい、とか、横断歩道外ならまだ良いが、そこを走っていても注意される。実際横断歩道を走っている方が自転車を降りて押している人は見てほばいないですよね。そう言う部分でも道路整備も含めた形でやっていただかないといけないと思いますし、車道を広くして自転車通行帯を作っても結構、その部分に車を止める方が多いですね。そうすると自転車を通るところが車で塞がれてしまって結局車を避けて、迂回して車道側に出なければいけない。

そう言うふうなことが結構あるので、ハードの部分も含めて警察だけではなく市や東京都であったり県であったりすると思うのですが、しっかりとハードの部分も作った上で注意喚起をして行かないと、注意喚起が先に立って、でも現状がそれに見合っていないことが多いのかな、と感じますが、どうでしょうか。

【嶋 委員】 確かに言われたように道路環境と言うと、それぞれ国道なら国、都道なら都、市道なら市と単一責任者がおりますので、警視庁の場合は皆さんからの要望でそれぞれの管理者にこのような要望がありました、と連絡しております。ただ、これもカメラと同じように予算の問題が絡んで来ますので、予算が大事なのか人の命が大事なのかと言う話になってきますが、警視庁としては要望があればそれぞれの管理者に具体的に、ここの交差点はこうだ、と連絡していただければ、それぞれの管理者に連絡をいたしますし、またそれぞれの管理者は道路管理部門があると思いますのでそこへ連絡してみてもいかがなものでしょうか、と思います。

【矢向委員】

自転車に付いてのルールなんです、今お話を伺っていて歩道で自転車に乗っていてベルを鳴らしてはいけない等のルールがあって、私たちは車に付いてはそれなりの教育や研修、訓練を受けて、まあ免許ですが、自転車については全くルールを学ぶ機会がないですよ。まずは、自転車は道路交通法における軽車両です、からスタートして、運転免許は要らなくても重いものなのだよと、全国的にしていかなければならないものだ。そうするとどこに自転車に乗る人との接点があるかと考えると、1つ思いつくのは、自転車屋さんです。例えば、自転車を購入する際に自転車は道路交通法における軽車両で、あなたはこれから軽車両を道路交通法に基づいて責任を持って運転しなくてはならないのですよ、と自転車を運転する人との数少ない接点として担ってほしい、挑戦をして行くことも1つの案ではないでしょうか。

子供たちは学校教育の中で少し時間を取ってと言う事ができると思うのですが、大人に対しては学校教育と言う訳には行かないので、自転車を乗る人との接点がどこにあるのか、と言うところを見出して、草の根にはなってはしまいますが、自転車を運転することの責任の重さの基本部分を知らない人がとても多いと思います。

【鴨下会長】

車の免許は18歳になってからですが、自転車はもう3、4歳から自転車に慣れているのです。身体で覚えているから、大人になっても自転車に対する恐怖感がないのです。

車は18歳から免許が取れるので怖さもあります。おっしゃったように幼児の段階から乗る自転車のことを改めて考えないと、基本的なスマホを見たりイヤホンをしたりと言う話が延長線上にあると思います。

【矢向委員】

一般的にかなり軽く考えていると思うのですよね。その、自転車と言う乗るものに対して。

【畠山委員】

もう1つは少子高齢化の時代で、高齢者も自転車に乗りますよね。車を運転する人は寄ってくる自転車の子供に注意します。全ての高齢者とは言いませんが、余りわからないのですよね、自分がどう言う状態で自転車に乗っているのか。

ですから子供に対する色々な安全指導はあっても、高齢者に対する指導は自治会くらいしかありませんから。特に小金井は高齢者化していますから。その辺もどうするかと言うのが課題だと思います。

【倉田委員】

小学校3年生になると、授業の中で1時間だけなのですが、自転車の乗り方教室をやっています、自分が今乗っている自転車を学校に持って行き、実際にその自転車に乗っているところを警視庁の方が見に来てくださることをやっています。それに対して大人とか高齢者向けの教室は確かにないなと感じました。

それと武田委員がおっしゃっていたように酒気帯び運転の取締りが一時期とても厳しくなったせいもあったと思うのですが、居酒屋とか山梨県のワイナリーに行くと、この後お酒は飲めますか、とお店側が逆に聞いて来てくれます。国を挙げて、酒気帯び運転は反対です、との意向

が見えましたので、自転車に関しては、今の取締りはそれほど厳しくないと思いますし、みんなでやって行こう、と言う意思が余りない気がするのです。そう気持ちをもっと有ると自転車のスマホのながら運転や傘差し運転がなくなるような気がしました。

**【尾崎委員】** 今、高齢者のお話が出たのですが、私が毎日経験していることだと、先日事務局の方もいらして実感されたかと思うのですが、小金井の人口は増えておりまして、非常に若いご世帯が多くなったと思われまます。電動のママチャリと言うのでしょうか、ガッチリとした装備の良い自転車がが増えて、前後にお子さんを乗せている方もいらっしゃいます。第二小学校正門の真正面に横断歩道があるのですが、丁度坂の上にあります。そこから下りになります。子供たちが横断歩道で待っていても、ほとんどの方が止まらないのです。先月、10月でしたか、1年生のお子さんがママチャリと接触して転んで怪我をしたと言う事がありまして、それ以降、校長先生が毎朝黄色い旗を持って今も横断歩道に立っておられます。PTAも毎朝出るので、なかなか皆さんで、と言う訳には行かないので、私たちも周りで注意しながら誘導するという形を取っていますが、それでもなかなか止まってくれません。車両と一緒に、横断歩道の前で歩行者がいる時には必ず止まらなければいけないのですよね。ですけど、避けて通れる、と言うことが出来るので止まってくれず、小さな接触が多発し、大きな事故に繋がるのが心配され、どうしたらそれを制御出来るかを毎朝保護者の方々や先生方と話し合っています。何回かお巡りさんに立ってもらおうか、と言う話も出ており、また、先ほど防犯カメラの話が出ましたが、カメラを正門に付けていただくのが抑止力にもなり、接触等あった時に検証出来るのかと結び付けて考えてしまうくらいの現状にあります。

**【鴨下会長】** 我々がマナー違反についてどうこう言えないですものね。横断歩道を降りて歩きなさいとか、微妙な違反には言い辛いところがありますね。

**【鴨下会長】** 警察でスピード違反とか酒気帯び運転等集中取り締まりをされますね。そのような形で例えば、自転車強化期間とか付けて、それ相応のことはできませんか。

**【嶋委員】** 現在、前原坂上交差点、ここは既に何度か自転車の取締りをしております。ただその通学路等になって来ますと、当署は、国分寺市も持っているもので、全小中学校の数と警察官の数が追いつかない状況がありますので、その点については署の方へ要望と言うか取締りを挙げていただければ交通課の方で取締りの日程、または安全のための配置等を検討するスタートラインになるのではないかと思いますので、遠慮なく署の方へ、ここをこう言う風に、と要望にいらしていただけたらと思います。

**【島山委員】** これはPTAとか地元の自治会と連携してやって行かないと。

**【嶋委員】** 結局我々も警察活動に協力していただいている交通安全協会の方々、

または防犯であれば防犯協会の方々、子供の安全については母の会、と言う第三者機関がありますので、警察の人出が足りないところはそういった協力していただける方々にお願いをしている状況になります。

**【岩井委員】**

自転車運転マナーで特にこの中で守ってほしい点が小金井市の中であるのではあるのかもしれない、確かに法律上は軽車両ですが、横断歩道を実際押して歩いたり、先ほど木下委員からもありましたように、現実的にここを走るの危険なところがあったりして、すべてを守っている人は1%あるいは数%レベルかと思います。その中で、それを守りなさいと言われても、いや現実こうではないのか、と言うところもあるので、小金井市として、特にここだけは止めてほしいところがあるのであれば、それを積極的に1つ1つ、それが罰則と言う点で縛るのか、教育と言う点で縛るのか、やり方はどちらが効果的なのかは、実際他の市の中で、特にマナーの良いところがあるのであれば、そこを参考にするのが良いと思うのですが。そういう形でやっていかないと全部一律に軽車両であるのだから全てを守りなさい、と言ってもなかなか響かない気がします。

実際、海外では歩道を走っていると一般市民から怒られることがあります。私も知らなかったのですが、イギリスに行った際に走ってすごく怒られた経験があって、それが罰則だから人々が注視しているのか、教育なのか分からないのですが、実際に皆さんが守っていると言う事は何かしらの施策が行われているはずなので、本当にこれを守っている地域があるのであれば、そういったことが出来ている自治体さんを参考にして同じようにやって行ければ良いかなと思います。

**【事務局】**

このお話を委員の皆様へ伺いたいと思ったのが、実際、尾崎委員の言われることも分かるのです。実際あいさつ運動をやっていく中で、危険と感じることがあります。自転車が走ってきて避けたり、二小もそうなのですが緑小も実際同じようなことがあって、何か良い施策がないか、というところから考えを始めて、皆さんがどう言った意見をお持ちかというところから、お話を伺って行こうと思ったわけです。

市の方針としてここだけは守って欲しいと言うところまでは、まだ考え方は整理ができていない状況です。単純に、事故を起こしたら危険、事故を起こしたら大変なことになってしまう、と言うところから、皆さんがどういう意見をお持ちなのかを聞いたかったところなので、市の考えをお示しするまでには至っていません。

**【事務局】**

嶋委員に質問なのですが、自転車のマナーと言う事で、赤切符と言う話がありましたが、金額はいくらでしょうか。

**【嶋委員】**

手元に資料がないので、何とも言えないのですが、全ての報告の中には幅がありますので、3万円から100万円までです。自転車に関してはどうなのかというところになるのですが、やはり自転車で一番多いのは交差点での赤信号無視、これが一番重い罰則になると思います。

当然自転車もお酒を飲んで運転してはいけないのですが、自転車に関

しては、酒気帯びが無いです。自動車は、酒気帯び、あと、酒酔いがありますが、自転車は酒酔いしかありません。先ほど基準のお話がありましたが、酒気帯びに関して昔は0.25で取締りしていましたが。今は一歩進んで0.15で取り締まりをするように法律もランクを上げました。

自転車に付いては先ほどの赤信号無視と酔っ払い運転が一番重く、特に自転車も酔っ払い運転が多分一番重い、多分で申し訳ないのですが手元に資料がないので、正確なところは言えません。

【事務局】 小金井市の取り締りの実績はどの位あるのですか。

【嶋委員】 事前にお話をいただければ、資料を取り寄せられましたが、本日はないので、すみません。

【事務局】 岩井委員や武田委員が言われていたのですが、ルールのようなものを決めて小金井市で周知しても、想定ですけれども、なかなか守ってくれるのは難しいかと思えます。罰則の強化により、自転車のルールが社会に浸透していけば、マナーをしっかり守ってくれるのかなと思うのですが。

【嶋委員】 この件につきましても署の方で交通課の取締り方針になりますので、その際に自転車を中心とした赤信号無視の取締りを多くしてもらうように掛け合ってみたいと思います。

【畠山委員】 小金井市の市報を使って、広報ですね、多くの市民に今話し合っていることを伝達して行くと、こういうことをしては駄目ですよ、したらこうなりますよ、と警告と言うか、注意事項を載せた方が良いのではないかと思います。

【嶋委員】 警察からも市の広報等を利用させていただく場合もありますし、警察独自の折り込み広告の様な形で各販売店に協力いただき、それを発信する場合もありますので市の広報と言うことになれば市と調整をして情報発信をして行きたいと考えております。

【岩井委員】 先ほど自転車は、青色切符がなくて赤色切符しかない、と聞いていたのですが、感覚からすると自転車と一般の車の違反を比べると、自転車の方が軽いような気がするのですが、その観点から行くとむしろ青色切符とか小さい罰金とかで少しずつ意識を高めて行くという方が現実的なのかなと思うのです。これは法律で立法の問題なので範囲を超えているのですが、私は自転車に乗らないのですが、以前原動機付自転車に乗っていたことがあり、制限速度は30kmで、実際国道の制限速度が60kmの中を30kmで走って行くのはとても怖いのです。

これを国レベルで優先のような形で周知させようとするのであれば、法律の方が現実に合っていないのではないかと感じます。

【嶋委員】 皆さんが感じていられるとおりでと思います。これは道交法以外に関

しても今の日本の法律は多々追いついていない部分があります。皆さんの方から声を上げていただき国を、立法機関を動かしていただくしかない、その中には警察等に要望をいただければ、警察庁と言う国の機関等がありますので、そちらで問疑して道路交通法等を改正していますので、将来警察庁の提案と言うことで国会にかけて、法律も変わっているのも事実ですので、そういう要望、意見があれば警察の方へいただければ、それが然るべきところへ、このような要望がある、と連絡すると言う形になると思います。

**【鴨下会長】** いろいろご意見をいただきありがとうございます。この後の時間を次の議題に使いますので先に進ませていただきます。  
次はパンフレットを見ながら進めたいと思います。

**【嶋 委員】** 突然ですが警察の方からお願いと言う事で本日パンフレットを配らせていただきました。間もなく11月も終わり12月で残すところ1ヶ月となりますけれども、交通部門もそうなのですが、生活安全部門の課長として出席させていただいておりますので、現在の空き巣と特殊詐欺事件の発生状況をご報告させていただきたいと思います。

特殊詐欺につきましては、現在のところ届け出を受けているのは46件、被害金額が約6,400万円と言う事になります。先ほど言いましたように国分寺市と小金井市と二市を当署が持っておりますので、約半分と考えていただければ結構かなと思います。しかしながらこれは正規に警察へ被害と届けられた件数になりますので実際にはこの2倍～3倍あると思っています。

侵入等につきましては95件、昨年は43件なので約倍に広がっております。これも防犯カメラと比例しているところが多々ありまして、やはりカメラの付いていない地域が全てではありませんが、その場所に発生率が多いです。

そのような状況で今回配らせていただいたこのチラシの中に、特にお願いしたいのは最近流行っている、キャッシュカード搾取パターン、と言う、これが現在とても多いです。先ほど46件と言うお話をしましたが、その内36件は、このキャッシュカード搾取パターンで約78%、約8割近い被害がこれに当たり、キャッシュカードを預からせてください、ではなく、キャッシュカードを保管しておいてください、と言い、封筒のようなものを渡します。犯人は封筒を2つ用意し、1つは空の封筒、1つは既に封がしてあるもので、中におもちゃの紙等が入っています。被害者の所にまず空の封筒を渡し、これは二度と使わないでください。そのためにこの封筒の中にカードを入れてください、と言い、糊付けします。そこに、割り印を押してください、と言われるまま被害者が印鑑を取りに行っている隙に予め用意していた別の封筒を出します。その封筒に割り印を押させ、くれぐれもこの封筒は誰にも言わずにしばらくの間持っていてくださいね、と言う風に、本来のカードを入れた封筒とは別の封筒を渡します。被害者にしてみれば封筒は手元にある訳ですから、お金を引き出されることはないと思いますが、実際は犯人が持って行ってしまっていますので、尚且つ一日50万円しかおろせないところを一週間近く見ないでいる、と言う

事で250万、300万と1つの口座から持って行かれてしまいます。現在犯人は、キャッシュカードを重点的に狙っていますので、少なくとも皆さんのお知り合いやご両親から被害者が出ないようにしていただきたい。または、会社経営をされている方がいらしたら従業員等から、また地域の方から同じく被害者が出ないようにしていただければ、と思います。

もう一つの小さい方ですが、最近インターネット、スマホ等でも騒がれておりますが、特にここでお願いしたいのが公衆無線LAN、駅とかコンビニエンスストアとかで、001から始まる無線LANを使用される場合、くれぐれもID、パスワードは入力しないでください。ネット取引、金融機関との取引、その他銀行、証券会社の取引等、なぜかと言いますと普通のパソコンで公衆無線LANを偽装し、その近くで自分のパソコンにそのデータを取りよせる人間がいます。

またはそれぞれのネットワークの公衆無線LANの自宅があるところに、キャッシュと言う形でパソコンに保存されてしまいます。そのような公衆無線LANを使用しているところに不正アクセスされると、そのデータが全部持って行かれてしまいますので、くれぐれも公衆無線LANの場所ではID、パスワードの入力は控えていただきたいと言う事で、今日はお願ひ、として資料を配らせていただきました。

あと、以前小金井市の市議の方から国分寺市の市議や住民は知っていて、どうして小金井市には防災無線が流れないのですか、と言うお話がありました。

警察としては個々に、こう言う犯罪がありました、と言うことで国分寺市と小金井市に連絡をしている訳ではなく、先ほど申し上げました、デジタルポリス（デジポリ）のサイトにメールと言う欄があり、警視庁メールということで、小金井署から発信をしております。それを市役所の方に受信していただき、それぞれ防災無線を流す、流さないを判断してもらい、そして流していると言う事がありますが、そのような防災無線を待つ前に、デジポリをスマホに入れていただければ、今小金井市で、または国分寺市で、または皆さんが他の自治体から来られている方で、自分の住んでいるところを登録していただければ、それぞれの警察署が知っている犯罪情勢がほぼリアルタイムで分かります。そう言う面からも情報発信をしておりますので、出来ましたら、デジポリのアプリをそれぞれのスマホに入れていただきたいな、と思います。

また、おまけとして防犯ブザーと言う機能があり、叩けば鳴ります。もう1つ痴漢予防と言う事で、やめてください、と言うアイコンもありますので女性の方等がいれば活用していただければと思います。その他も先ほどから申し上げている通り、警視庁のホームページにすぐ繋がりますし、犯罪の公開情報ですね、今警視庁が指名手配している顔つきの写真、これもすぐ見ることが出来ますので入れていただければ、いち早く当初から情報発信している内容がお手元で分かるのではないかと思いますので活用していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

【鴨下会長】 はい、ありがとうございました。

議題(3) その他 ③協議会委員改選について

【鴨下会長】 それでは(3) その他 ③協議会委員改選について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 協議会委員の改選について説明いたします。現在本協議会委員を務めていただいております皆様の任期は2年間となっており、冒頭会長からありましたとおり、この体制では最後となります。任期は、令和2年1月20日で任期が終了となります。公募委員について、市報12月15日号及びホームページにて7名の募集をさせていただく予定です。公募委員として出席いただいている委員の皆様は、小金井市市民参加条例第29条の規定により連続3期まで委員の継続が可能となっております。ただし、任期毎に再度ご応募が必要となりますので、ご検討いただける場合は所定の手続きに沿ってご応募をお願いいたします。応募については市報等ご確認いただくか、事務局へお問い合わせいただけましたら説明させていただきます。

公募委員以外の各団体からの推薦を受け出席していただいている委員の皆様におかれましても、任期は令和2年1月20日までとなっております。こちら、公募委員同様、原則は連続3期までとなります。この後、各団体代用者様等宛てに推薦依頼を文書にて送付させていただく予定です。各団体の諸事情にもよりますが、再任される場合は、またよろしくお願ひしたいと思います。

【鴨下会長】 ただ今の説明に質問等ございますか。よろしいですか。

次第3 閉会

【鴨下会長】 本日はこれで終了させていただきたいと思ひます。どうもご苦勞様でした。

また来年新しい体制でお会ひできるのではないかとと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

今日はありがとうございました。